北海道告示第11511号

北海道が令和４年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり改める。

令和４年12月15日

北海道知事　　鈴木　直道

（総合政策部所管分）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
北海道未来人財応援事業費 「輝きつづける北海道」の実現に向けて、高い志を持って様々な分野において海外で学び、未来の北海道をリードする人材を育成するため、予算の範囲内で助成金を交付する。				総政第77号様式 総政第78号様式 別に指示する書類	総政第77号様式 総政第79号様式 別に指示する書類	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総合政策部地域創生局地域政策課		
(1) 学生留学コース	「北海道海外留学支援事業～トビタテ！道産子海外留学応援プログラム～」募集要項（令和３年度）で定める派遣留学生の要件に該当する令和３年度に採択された者(別記１） 北海道未来人財応援事業学生留学コース募集要項（令和４年度）で定める派遣留学生の要件に該当する令和４年度に採択された者（別記２）	交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外留学等に要する経費のうち、次に掲げるもの １　海外での滞在費 海外での滞在月数（１月の滞在日数が１５日未満になる場合を除く。） ２　研修参加費 独立行政法人日本学生支援機構の「官民協働留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」で実施する事後研修 ３　往復渡航費 海外留学等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場	別表１のとおり 別表２のとおり 別表３のとおり					

		合を除く。） ４　授業料相当額 　留学先における授業料及び登録料（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）	10分の10以内 （ただし、30万円を限度とする。）					
(2) スポーツコース	北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者（別記３）	交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等経費のうち、次に掲げるもの １　海外での滞在費 　海外での滞在月数（１月の滞在日数が１５日未満になる場合を除く。） ２　往復渡航費 　海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。） ３　研修等受講料相当額 　海外研修等の受講に必要な経費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）	別表１のとおり 別表２のとおり 10分の10以内 （ただし、30万円を限度とする。）					
(3) 文化芸術コース	北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの	交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。						

		対象に合致する者（別記３）	１　海外での滞在費 　海外での滞在月数（１月の滞在日数が１５日未満になる場合を除く。） ２　往復渡航費 　海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。） ３　研修等受講料相当額 　留学先における授業料及び登録料並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）	別表１のとおり 別表２のとおり 10分の10以内（ただし、30万円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）					
	(4) 未来の匠コース	北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者（別記３）	交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。 １　海外での滞在費 　海外での滞在月数（１月の滞在日数が１５日未満になる場合を除く。） ２　往復渡航費 　海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。） ３　研修等受講料相当額 　海外研修等の受講に必要な	別表１のとおり 別表２のとおり 10分の10以内（ただし、30万					

			経費並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。）	円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）					

別記

1　日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生

(1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の「官民協働留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」（以下「トビタテ！留学JAPAN」という。）で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生

(2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

(3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

(4) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

(5) 留学に必要な査証を確実に取得できる学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

(7) 令和4年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が本制度による奨学金の支給月額を超えない学生。なお、日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給は認めない。

(9) トビタテ！留学JAPANにおいて過去に派遣留学生として採用されていない学生

(10)トビタテ！留学JAPANの令和3年度後期（第14期）の他のコース（理系分野、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び令和3年度（第7期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。

(11)北海道創生・海外留学支援協議会に加盟している北海道の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科含む）、専修学校（専門課程）に在籍する学生

(12)将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する学生

2　日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たす学生

(1) 北海道創生・海外留学支援協議会に加盟している北海道の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした正規の課程に在籍する学生で、留学終了後、在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

(2) 北海道の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

(3) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

(4) 留学に必要な査証を確実に取得できる学生

(5) 令和4年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(6) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための助成金を受ける際には、その平均月額が本事業による助成金の支給月額を超えない学生

(7) 北海道未来人財応援事業において過去に派遣留学生として採用されていない学生

(8) 将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する学生

3　日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者で、次の(1)～(9)に掲げる要件を全て満たす者

(1) 令和4年4月1日現在の年齢が満18歳以上満39歳以下であること。
(2) 海外での活動等に必要な査証を確実に取得できること。
(3) 本事業により助成を受ける海外での活動等の経費について、他団体等からの助成金を重複して受給していないこと。
(4) 申請者本人または申請者と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の収入（申請者が扶養されている場合は同一家計の家計支持者の収入、それ以外の場合は本人の収入）が日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たすこと。
(5) 令和4年4月1日現在で本道市町村に住民登録があること。（学生の場合は、道内の学校等に在籍していることを証明できる場合を含む。）
(6) 海外での活動等の受入先等が求める語学力を有するなど海外での活動等に堪えられる語学力を有すること。
(7) 海外での活動等の受入先等が確保されていることが証明できること。
(8) 海外での活動等の終了後（帰国後）、３年間、道内に居住すること。（特別な事情がある場合又は事業計画書において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定としている場合を除く。）
(9) 本事業により海外で活動中の者及び事業計画書において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定とし、現に海外で活動中の者は、本道の認知度向上への協力等を行う「北海道特派員」として、本道の魅力等の周知、渡航先で経験した話題や最新情報の提供等の活動を行い、道が求める都度、活動内容等を報告すること。

別表１

交付基準	区　分	交付基本額
海外での滞在月数（１月の滞在日数が１５日未満になる場合を除く。）	甲地区 （北米、シンガポール、欧州（※次の地域を除く。）、中近東）	160,000円／月
	乙地区 （アジア（シンガポールを除く。）、大洋州、中南米、アフリカ及び甲地区以外）	120,000円／月

※（除く地域）　アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

別表２

交付基準	区　分		交付基本額
トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムで行われる全国の事後研修への参加	関東地区開催の場合	前泊なし	50,000円
		前泊あり	54,000円
	関西地区開催の場合	前泊なし	60,000円
		前泊あり	64,000円

別表３

渡航先	交付基本額
アジア地域 （アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）	100,000円
上記以外の地域	200,000円